

			2号 株式会社三井住友銀行
2	根抵当権設定	昭和48年1月27日 第1001号	原因 昭和47年11月30日設定 極度額 金2億500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都目黒区祐天寺二丁目3番10号 喜美商事株式会社 根抵当権者 大阪市東区北浜五丁目22番地 株式会社住友銀行 (取扱店 伏見支店) 共同担保 目録(注)第1985号 順位4番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権移転	平成21年7月6日 第14002号	原因 平成15年3月17日合併 根抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目1番 2号 株式会社三井住友銀行
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年11月20日
3	1番、2番根抵当権抹消	平成21年7月6日 第14003号	原因 平成21年7月3日解除
4 6	抵当権設定	平成21年7月24日 第15420号	原因 平成21年7月24日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金7,500万円 利息 年3.50% (年365日の日割計算) 損害金 年18.25% (年365日の日割計 算) 債務者 神栖市日川字石塚4112番 社会福祉法人梅寿会 抵当権者 水戸市城南二丁目2番21号 水戸信用金庫 共同担保 目録(注)第6409号
付記1号	4番登記は合併後の土地の全部に關 する	余白	平成21年12月18日付記
5 6	抵当権設定	平成22年2月15日 第2994号	原因 平成22年2月8日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金5億円 利息 年1.7%。ただし、平成27年2月7 日までは年1.10%とする。(年12分の 1の月割計算。月末満の期間は年365日の 日割計算) 損害金 年14.5% (年365日の日割計算 ) 債務者 神栖市日川字石塚4112番 社会福祉法人梅寿会 抵当権者 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 独立行政法人福祉医療機構
付記1号	5番抵当権更正	余白	利息 年1.70%ただし、平成27年2月7 日までは年1.10%とする。(年12分の 1の月割計算。月末満の期間は年365日の 日割計算) 平成22年2月23日受付 第3766号 登記官の過誤につき職権更正
付記2号	5番抵当権更正	余白	利息 年1.70%。ただし、平成27年2月 7日までは年1.10%とする。(年12分 の1の月割計算。月末満の期間は年365日 の日割計算) 平成22年2月26日受付 第4113号 登記官の過誤につき職権更正
付記3号	5番抵当権担保追加	余白	共同担保 目録(注)第9125号 平成22年10月19日付記
6	4番、5番順位変更	平成22年2月15日 第2995号	原因 平成22年2月15日合意 第1 5番抵当権 第2 4番抵当権

共同担保目録		調製	平成15年1月23日
記号及び番号	(注)第1984号		